

別表第3（第3条関係）

小規模建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は車椅子使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該小規模建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。</p>
2 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、別表第2の5の項(2)ア及びイ並びに13の項(2)イ(7)及び(イ)の規定によるものとし、別表第2の15の項(1)の規定による標識を設けること。</p>
3 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくは昇降機を併設する場合又は当該小規模建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合は、この限りでない。</p>
4 読替え	<p>生活関連施設のうち、多数の者が利用する建築物における1の項及び3の項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とすること。</p>